

## 令和4年度 第2回地域福祉専門分科会の会議報告について

### 1 市川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査(報告)

アンケート結果報告書及び資料2参照

### 2 次期計画の基本理念(案)及び行動指針(案)について

#### 基本理念(案)

個人の尊重や、多様性を認め合うことで、  
だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の  
望む生活を送ることのできるまちを、共につくる

(第4期計画の基本理念)

だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、  
安心して暮らすことのできるまちをつくる

#### 行動指針(案)

地域共生社会の実現に向けて、  
市民は相互に気にかけて、助け合い、  
専門機関や行政は市民に寄り添い、支え続ける

(第4期計画の行動指針)

住民がつくる身近な福祉コミュニティ

基本理念(案)及び行動指針(案)は、現時点で計画策定事務局が仮に設定している  
ものです。  
社会福祉審議会、地域福祉専門分科会、地区推進会議の委員の皆様からご意見を  
いただき、令和5年度に決定する予定です。

### 3 市川市重層的支援体制整備事業実施計画(案)の策定

重層的支援体制整備事業実施計画(※)に記載する事項

～重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドラインより～

- (必須の記載事項)
- ・相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態  
(基本型、統合型、地域型)
  - ・参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制  
(委託の有無を含む実施主体、配置人数などどのような体制で設置するか等)
  - ・重層的支援会議の実施方法
  - ・支援関係機関間の連携に関する事項

(※)社会福祉法第106条の5の規定により、市町村は、重層事業を適切かつ効果的に実施するため、  
重層事業実施計画を策定するよう努めることとされている。

重層事業を令和5年7月から開始するべく、令和5年6月の計画完成に向けて準備を進めている。

令和4年度			令和5年度			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
● 第2回地域福祉専門分科会		● 第3回社会福祉審議会 ● R4第1回地区推進会議	☆新組織立ち上げ	● R5第1回地域福祉専門分科会	★ 計画完成 ● R5第1回地区推進会議	★ 事業スタート ● R5第1回社会福祉審議会

